（建設工事の見積書に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の十五　令第六条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　建設工事の注文者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設業者の使用に係る電子計算機に令第六条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　（略）

二　（略）

2　（略）

第十三条の十六～第十三条の十八　（略）

（一括下請負の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の十九　令第六条の五第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

第十三条の二十・第十三条の二十一　（略）

（登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務）

第十八条の八　登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一～七　（略）

八　講習の課程を修了した者に対して、登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九・十　（略）

（帳簿の記載事項等）

第二十六条　（略）

2～4　（略）

5　法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負つた建設業者（作成建設業者を除く。）にあつては第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げるもの又はその写し、作成建設業者にあつては第一号から第五号までに掲げるもの又はその写し、これら以外の建設業者にあつては第四号及び第五号に掲げるもの又はその写しとする。

一　（略）

二　建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。第五号において同じ。）

三　（略）

四　法第二十条第一項に規定する材料費等記載見積書を作成したときは、当該材料費等記載見積書

五　建設工事の請負契約締結の前に必要に応じて作成した前号の見積書の内容に関する注文者との打合せ記録

6～8　（略）

（建設工事の見積書に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十三条の十三　令第五条の九第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　建設工事の注文者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設業者の使用に係る電子計算機に令第五条の九第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　（略）

二　（略）

2　（略）

第十三条の十四～第十三条の十六　（略）

（一括下請負の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の十七　令第六条の四第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

第十三条の十八・第十三条の十九　（略）

（登録基幹技能者講習事務の実施に係る義務）

第十八条の八　登録基幹技能者講習実施機関は、公正に、かつ、第十八条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録基幹技能者講習事務を行わなければならない。

一～七　（略）

八　講習の課程を修了した者に対して、別記様式第二十五号の八による登録基幹技能者講習修了証を交付すること。

九・十　（略）

（帳簿の記載事項等）

第二十六条　（略）

2～4　（略）

5　法第四十条の三の国土交通省令で定める図書は、発注者から直接建設工事を請け負つた建設業者（作成建設業者を除く。）にあつては第一号及び第二号に掲げるもの又はその写し、作成建設業者にあつては第一号から第三号までに掲げるもの又はその写しとする。

一　（略）

二　建設工事の施工上の必要に応じて作成した工事内容に関する発注者との打合せ記録（請負契約の当事者が相互に交付したものに限る。）

三　（略）

（新設）

（新設）

6～8　（略）